

第6章 三重県の取組

1 基本的事項

県は製品、サービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など経済活動の主体としての性格を持っており、地域に占める割合も大きなものがあります。

このため、県の実施する事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等の措置により、率先して地球温暖化対策を実行します。

① 目的

自らが行う事務事業活動に伴って、直接若しくは間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するとともに、オフィス活動における省資源、省エネルギー化、グリーン購入、ごみの資源化及び廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努め、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

② 基準年度

平成17(2005)年度を基準年度とします。

③ 期間

期間は、平成24(2012)年度から平成32(2020)年度までとし、この間の社会情勢の変化、技術進歩、点検の結果等を踏まえて、所要の見直しを行います。

④ 対象ガス

- ・二酸化炭素(CO₂)
- ・メタン(CH₄)
- ・一酸化二窒素(N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)
- ・パーフルオロカーボン類(PFCs)
- ・六ふっ化硫黄(SF₆)

⑤ 範囲

県の次の組織が行う事務・事業全般とします。ただし、公共事業など民間に委託して行う事業、県有施設の管理の全てを民間や市町に委託している事業及び指定管理者制度を導入している施設は含みません。

- ・知事部局
- ・企業庁
- ・病院事業庁
- ・議会事務局
- ・監査委員事務局
- ・人事委員会事務局
- ・労働委員会事務局
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会事務局
- ・海区漁業調整委員会事務局
- ・内水面漁業管理委員会事務局
- ・警察

2 目標

事務・事業の実施により排出される温室効果ガスを削減するため、次の項目について、温室効果ガス総排出量を基準(平成 17 (2005))年度比で計画期間中に 20%削減することを目指します。

表 6-1 三重県の温室効果ガス削減目標 単位:t-CO₂

項目	2005 年度 (基準年度)	2020 年度	計画期間中 の削減量
電気	59,266	47,412	11,854
公用車燃料	5,906	4,724	1,182
冷暖房燃料	10,791	8,632	2,159
その他*	5,210	3,225	1,985
計	81,173	63,993	17,180

* その他 : 発電機、船舶、麻酔剤(笑気ガス)、水田、家畜等から排出される温室効果ガス

3 主な削減取組

削減目標を達成するべく、以下に掲げる基本方針に基づき、温室効果ガス排出削減の対策を進めていきます。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づいて、効率的かつ効果的な施設の運転管理を行います。また、すべての職員が省エネルギー・省資源行動を実践します。
- 省エネ法の中長期計画に基づき、省エネルギー性能を重視した高効率機器等を積極的に導入していきます。
- 再生可能エネルギーを県有施設に率先して導入します。
- 公用車のエコドライブを実践するとともに、ハイブリット車や電気自動車の導入を進めます。
- 職員が率先して職場や家庭、地域において環境配慮行動に取り組みます。

次の取組を実行することにより、二酸化炭素の排出を削減します。

一省エネタイプ機器への更新による削減一

本庁舎議事堂のガス吸収式冷温水発生機(200RT×2台)を省エネタイプに更新します。

この改修により、年間 44.6t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

ー省エネタイプ機器への更新による削減ー

伊賀庁舎の吸収式冷温水発生機（200RT）を省エネタイプ（二重効用型 38%省エネタイプ）に更新します。

この改修により、年間 24.1t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

ー高等学校等での削減ー

計画的に高等学校等の教室の照明設備を初期照度補正制御装置付きに更新するとともに、昼光利用システムも設置していきます。

この設備更新により、約 30%の省エネ効果が見込めます。

高等学校等に太陽光発電設備（10kW 程度）を順次取り付けます。

この設置により、年間 4.2t-CO₂ の二酸化炭素が削減できます。

ー県立病院での削減ー

病院には、365 日 24 時間点灯している照明設備が多数あるため、避難誘導灯や常夜灯を計画的に LED 化していきます。

この改修により、年間で 11.5t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

ー退庁時等のパソコン電源 OFF による削減ー

職員が昼休みの電源オフや退庁時にパソコンの電源をコンセントから抜くことで、待機電力を節減します。

この取組により、県庁では年間 5.8t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

ー省エネデーの徹底による削減ー

毎週水曜日、金曜日の「ノー残業デー」を「省エネデー」として位置付け、早期退庁と省エネルギーの実践を徹底します。

1 回の取組で 0.3t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

ーエコドライブやハイブリッドカー導入による削減ー

公用車運転時のエコドライブを徹底します。また、公用車を全てハイブリッドカー、電気自動車などのエコカーにしていきます。

この取組により、燃費を 10%以上向上できます。

ー職員の率先実行による環境配慮活動ー

- 庁舎内の売店等で環境配慮商品の取扱を増やします。
- 「ノーマイカー・デー」を徹底し、エコ通勤を実践します。
- 職員の環境配慮行動による CO₂ 削減効果を環境価値として見える化し、カーボン・オフセット等に活用します。
- 県が実施するイベント等は、県内の多様な主体が取り組んだ CO₂ 削減価値を活用したカーボン・オフセットイベントとして実施します。

4 推進と点検評価

① 庁内の取組の推進体制

県の率先実行取組を効果的かつ継続的に実施するため、「三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会」を活用して取組の推進を図ります。

② 取組の点検・評価

「三重県庁地球温暖化対策推進要綱」により進行管理します。

③ 実施状況の公表

取組の進捗状況について、「三重県環境白書」やホームページ等を活用して公表します。